

経済産業大臣 殿

国際エネルギースターロゴ使用製品届出書 (画像機器)

国際エネルギースターロゴを使用する日本国内向け製品について、以下のとおり申請します。

記

1. 問い合わせ先

会社名： _____

担当者： 所属 _____ 役職 _____ 氏名 _____

Tel： _____ Fax： _____

e-mail： _____

2. 製品名等

1) 製品区分、製品形式、印刷技術、カラー機能について、該当する項目に○を付けてください。

製品区分	プリンター スキャナ 複合機 デジタル印刷機、 業務用プリンター 業務用複合機
製品形式	標準 標準 (A3対応可能) 大判 小判
印刷技術	感熱 染料昇華 電子写真 熱転写 固体インク 高性能インクジェット インクジェット インパクト
カラー機能	カラー モノクロ

2) 以下の基本情報を記入してください。

ブランド名			
型式 (型番号又は型名)			
製品群名		適合モデル数	
発売時期 (年月)			
製品速度 s (ipm)			
試験に使用した 電圧 (V) / 周波数 (Hz)	電圧 (V)		周波数 (Hz)

注) 製品群登録：製品群を代表するモデルについて、その測定値等を報告します。別表第1-3の3. 「試験要件」及び5.(4)の定義を参照して試験用に適切なモデルを選択し、「型式」に記入してください。更に「製品群名 (又はシリーズ名)」及び代表モデルを含めた「適合モデル数」を記入の上、本届出書の6. に製品群の全適合モデル/型式等を記載してください。

注) 製品速度s (ipm) は、別表第2-3 3. (1) B)を参照し、製品の公称モノクロ最大速度から求め、整数 (四捨五入) で記入してください。

3. 一般要件

(1) 外部電源装置

製品が外部電源装置と共に出荷される場合は、その外部電源装置が以下の内容に準拠していることを確認し、○を付けてください。

	国際効率表示協定のレベルVI、もしくはそれを超える性能要件を満たしている。
	国際効率表示協定のレベルVI、もしくはそれを超えるマークを表示している。

(2) 追加のコードレス電話機

ファクシミリ機能付き複合機が追加のコードレス電話機と共に販売される場合は、そのコードレス電話機が以下の内容に準拠していることを確認し○を付けてください。

	米国エネルギースターに適合する。
	複合機がエネルギースター適合となる時点で有効な、米国エネルギースターの電話製品試験方法に従い試験した場合に、該当基準を満たすことができる。

(3) 機能が複数ある場合は、該当する機能に○を付けてください。

プリンタ機能		ファクシミリ機能		複写機能		スキャナ機能		その他 ()
--------	--	----------	--	------	--	--------	--	------------

(4) デジタルフロントエンド

製品がデジタルフロントエンドと共に販売される場合は、そのデジタルフロントエンドに関する標準消費電力量を記入してください。

注) デジタルフロントエンドの定義は、別表第1-3の5. (5)の定義を参照してください。

注) 共に販売されないデジタルフロントエンドは、この要件の対象ではありません。

別表第1-3の2. (2) 4) デジタルフロントエンド要件を参照し、該当するデジタルフロントエンド区分の報告値の欄いずれか1つに、算出した標準消費電力量 (TEC_{DFE}) を小数点以下第1位に四捨五入して記入し、基準値以下であることを報告してください。

デジタルフロントエンド区分		製品の 種類*	標準消費電力量の最大要件 TEC _{DFE} (kWh/週)			
			第1種 デジタルフロントエンド		第2種 デジタルフロントエンド	
			基準値	報告値	基準値	報告値
A	区分 B 以外	非業務用	7		3	
		業務用	10.9		8.7	
B	2 つ以上の物理的 CPU、または CPU 1 つと 1 つ以上の独立型補助的処理加速装置 (APA)	非業務用	12		3	
		業務用	22.7		18.2	

*非業務用はプリンター、スキャナ、複合機、デジタル印刷機と共に販売される場合に、業務用は業務用プリンタ

一、業務用複合機と共に販売される場合にこの要件の対象となります。業務用デジタルフロントエンドの定義を満たすデジタルフロントエンドはこの要件の対象ではありません。

(5) 初期設定移行時間

別表第1-3の2.(2)5)初期設定移行時間要件を参照し、基準値 ($t_{\text{DEFAULT_REQ}}$) 及び初期設定移行時間 (t_{DEFAULT}) を記入し、基準値以下であることを報告してください。

基準値 $t_{\text{DEFAULT_REQ}}$ (分)	初期設定移行時間 t_{DEFAULT} (分)

注) 初期設定移行時間要件は、稼働準備状態においてスリープモード要件を満たすことができるOM製品及び業務用製品には適用しません。

4. 消費電力量等

適用した評価方法に基づき、以下の(1)～(3)のいずれかを選択し、報告してください。

(1) TEC (標準消費電力量) 方法 (業務用製品を除く)

① 自動両面印刷機能について、該当するものに○を付けてください。

	要件の適用無し
	基本製品に内蔵され、初期設定でセットされている

② 別表第1-3の2.(3)2)の標準消費電力量要件を参照し、TEC基準値 (TEC_{MAX}) 及び標準消費電力量 (TEC_{2018}) を記入し、基準値以下であることを報告してください。

TEC_{MAX} 及び標準消費電力量 (TEC_{2018}) は、小数点以下第2位に四捨五入してください。

基準値 TEC_{MAX} (kWh)	標準消費電力量 TEC_{2018} (kWh)

TEC_{MAX} に加算した許容値があれば、○を付けてください。

	A3対応可能製品に与えられる0.05kWh/週の許容値
	Wi-Fi対応可能製品に与えられる0.1kWh/週の許容値

注) A3対応可能 (幅が275mm以上の用紙通過路を有する標準形式の製品) の場合は、 TEC_{MAX} に0.05kWh/週の許容値を加算すること。

注) Wi-Fi対応可能 (Wi-Fiは製品の出荷時に設定又はネットワーク接続時に選択可能) の場合は、 TEC_{MAX} に0.1kWh/週の許容値を加算すること。

注) 製品に電力を依存する第2種デジタルフロントエンドと共に販売される製品の場合は、本届出書3.(4)で記入した消費電力量を0.80で除算し、標準消費電力量から差し引くこと。

③ 別表第1-3の2.(3)3)のリカバリー時間要件を参照し、最大リカバリー時間 ($t_{\text{R_MAX}}$) 及びリカバリー時間 ($t_{\text{R_TEC}}$) を記入し、最大リカバリー時間以下であることを報告してください。

最大リカバリー時間 $t_{\text{R_MAX}}$ (秒)	リカバリー時間 $t_{\text{R_TEC}}$ (秒)

(2) 業務用TEC (標準消費電力量) 方法

① 自動両面印刷機能について、以下の内容に準拠していることを確認し○を付けてください。

	購入時において標準装備
--	-------------

② 別表第1-3の2.(4)2)の標準消費電力量要件を参照し、TEC基準値(TEC_{MAX})及び標準消費電力量(TEC)を記入し、基準値以下であることを報告してください。

TEC基準値(TEC_{MAX})及び標準消費電力量(TEC)は小数点以下第1位に四捨五入してください。

基準値 TEC _{MAX} (kWh)	標準消費電力量 TEC (kWh)

TEC基準値(TEC_{MAX})に加算した許容値があれば、○を付けてください。

	A3対応可能製品に与えられる0.3kWh/週の許容値
--	----------------------------

注) A3対応可能(幅が275mm以上の用紙通過路を有する標準形式の製品)の場合は、TEC基準値(TEC_{MAX})に0.3kWh/週の許容値を加算すること。

注) 製品に電力を依存する第2種デジタルフロントエンドと共に販売される製品の場合は、本届出書3.(4)で記入した消費電力量を0.80で除算し、標準消費電力量から差し引くこと。

(3) OM(動作モード)方法

1) スリープモード消費電力要件

① 別表第1-3の2.(5)2)のスリープモード消費電力要件を参照し、基準値(P_{SLEEP_MAX})及びスリープモード消費電力測定値(P_{SLEEP})を記入し、基準値以下であることを報告してください。

基準値は小数点以下第1位に四捨五入してください。

スリープモード消費電力は基準値と同じ有効桁数に四捨五入してください。

基準値 P _{SLEEP_MAX} (W)	スリープモード消費電力 P _{SLEEP} (W)

注) 基準値には印刷技術及び追加機能による許容値を含むこと。

注) 製品に電力を依存する第2種デジタルフロントエンドと共に販売される製品の場合は、別表第1-3の2.(5)1)に従い、デジタルフロントエンドの消費電力を差し引くこと。

② ①の適用に用いた追加機能許容値の内訳を記入してください。

種類	既定許容値(W)	適用許容値(W)
試験において使用したインターフェースを1つ選択し、適用した許容値を記入してください。		
有線 20Mbit/秒未満	0.2	
有線 20Mbit/秒以上500Mbit/秒未満	0.4	
有線 500Mbit/秒以上	0.5	
有線 カード、カメラ、ピクトブリッジ	0.2	
ファックスモデム(複合機のみ)	0.2	
無線	2.0	
赤外線IR	0.1	

試験において使用した追加機能について、適用した許容値を記入してください。（複数選択可）		
コードレス電話機	0.8	
メモリ	0.5/GB	
電源装置	$0.02 \times (P_{OUT} - 10.0)$	
タッチパネルディスプレイ	0.2	
許容値の合計 (W)		

2) オフモード消費電力要件

別表第1-3の2.(5)3) オフモード消費電力要件を参照し、オフモード消費電力測定値を基準値と同じ有効桁数に四捨五入して記入し、基準値以下であることを報告してください。

基準値 (W)	オフモード消費電力 (W)
0.3	

注) 製品に電力を依存する第2種デジタルフロントエンドと共に販売される製品の場合は、別表第1-3の2.(5)1)に従い、デジタルフロントエンドの消費電力を差し引くこと。

5. 測定機関（自社又は第三者機関）

6. その他

- ・測定装置の仕様及びその精度等
- ・製品群登録する全モデル名等

適合モデル名 (型式)	備考

以上